

「わが国におけるレジャー・レクリエーション専門家育成の課題」

吉田 圭一（武庫川女子大学教授）

I 専門家育成の現状

レジャー・レクリエーションの専門家として最初に考えられるのは「研究者」である。研究領域として“歴史と原論”、“意識と行動”、“活動とプログラム”、“サービスと運営管理”、“資源と空間”、“政策と運動”など、昭和62年に本学会によって刊行された「レクリエーション学の方法」が示している領域をあげることができる。このような研究者の育成は、現在もごく限られたいくつかの大学や大学院で行われているに過ぎず、組織的な取り組みがなされているとはいえない。

次に、専門家として考えられるのが「活動の指導者」である。これについては、わが国のナショナルセンター的役割をはたしている財団法人日本レクリエーション協会が組織的な人材育成を展開している。統一されたカリキュラムに基づいて「日本協会が直接養成する」「都道府県協会が養成する」「日本協会が認定した大学・短大・専門学校が養成する」という三つの方法をとっている。その種別は、レクリエーション・インストラクター、レクリエーション・コーディネーター、福祉レクリエーション・ワーカー、グループレクリエーション・ワーカー、余暇生活相談員、余暇生活開発士の6種である。6種全体の登録者数は平成8年7月現在で約60,000名である。また日本キャンプ協会や各種スポーツ団体、さらに社会体育・社会教育などの関連団体も組織的な人材育成を実施している。

専門家として三つ目に考えられるのが「条件整備の担当者」である。レジャー・レクリエーションに関するさまざまな条件整備は、レジャー・レクリエーションの発展に欠かすことのできない要素である。この領域は特に行政や産業との関わりが深いと思われるが、日本レクリエーション協会の余暇生活開発士の養成や、いくつかの大学等が行っているリゾート産業関連の人材育成以外に、このような視点から条件整備の専門家が育成されている情報はほとんど聞かない。

このようにみえてくると、専門家のうち「活動の指導者」の育成は、かなり組織的に行われていることが分かるが、それ以外の専門家育成は、ほとんど手がつけられていないことが理解できる。

II 専門家育成の課題

1、レジャー・レクリエーション観の確立

現在のわが国には、せっかく育成されたレジャー・レクリエーションの専門家が正当に評価されない現実がある。つまり、この分野における専門家の必要性が一般に理解されていないのである。専門家育成も近視眼的な方法論だけではなく、なぜ専門家が必要なのかという根本的な問題に眼を向けた取り組みが最も大きな課題であると思う。

(1) 原理的研究

レジャーやレクリエーションの理解が混乱している現実をふまえ、歴史的・原理的立場から、真に価値のあるレジャー・レクリエーション観の確立が急務である。これまでも数々の関連する研究が存在するが、せっかくの貴重な研究が、重要な課題として十分に認

識されてこなかったようにも思う。具体的な事柄に関する研究も貴重ではあるが、それ以上に原理的な研究が活発化することが期待される。

(2)啓蒙活動

「人間教育」「生き方の教育」などの観点から、レジャーやレクリエーションの意味や必要性、さらにその方法などの啓蒙を「教育」としてとらえる必要があると思う。具体的には、義務教育の後半や高等学校教育の段階で、レジャー・レクリエーションの意味と必要性やその方法について学習できる機会をシステムとして位置づけることが望まれる。

2、レジャー活動・レクリエーション活動の範囲の明確化

レジャー活動やレクリエーション活動の範囲が明確にされないかぎり、それに関する専門家の概念もまた不明確なままである。それらの活動が何を意味し、どのような範囲をいうのが明確になれば、専門家としての資質やその育成方法についても、より具体的な方向性を見いだすことができる。

(1)レジャー活動の範囲

J・デュマズデイエのいう休息・気晴らし・自己開発のために行われるものは、すべてレジャー活動であろう。それは反社会的なものでないがぎり、期間（時間の長さ・時間のまとまり具合）や内容に左右されるものではない。これらの点について、一般に共通の理解がなされているとは思えない。レジャー活動という言葉の使用やレジャー活動というイメージが、もっと正当になされる努力や工夫が求められる。

(2)レクリエーション活動の範囲

レクリエーション（人間性の回復・元気の回復）のために行われる活動は、すべてレクリエーション活動といえる。その範囲は身体活動的（動的）なものにとどまらず、当然、精神的（静的）なものまで含んだ膨大な範囲としてとらえることができる。レクリエーション活動には、身体活動的あるいは集団的なイメージが強くあり、そのイメージがレクリエーションやレクリエーション活動の正当な理解を阻害していると考えられることができる。

近年、福祉や治療の領域でレクリエーションやレクリエーション活動が積極的に取り上げられるようになったが、この領域におけるめざましい発展は、範囲を広くとらえることの必然性をもたらしたとも考えられる。身体的や精神的あるいは社会的に障害や不適応をもつ人々を対象としたとき、可能なかぎりその範囲を広くとらえる視点が求められたのであろう。そのことが今、一般的な領域に大きな示唆を与えているといえる。

3、高等教育機関の理解の推進

新しい価値観の登場や価値観が確立される場合、多くは大学等の高等教育機関の取り組みによってリードされるのが通例である。レジャーやレクリエーションが大学等でどの程度の認識がなされ、具体的にどのような扱いがなされているのかが重要な問題である。人材の育成についても、大学等が社会をリードすることによって、その重要性や社会的立場を確立することができると思う。

すでに、体育・スポーツ系以外のいくつかの大学（学部）でも、関係者の理解と努力によってレジャーやレクリエーションに関する科目が正式な科目として位置づけられているが、その数はごくわずかであり専門家育成の新しい力になるまでには至っていない。

高等教育機関がレジャーやレクリエーションに今以上の関心を示し、専門家育成にも真剣な眼を向けることが必要であり、そのための働きかけも我々の課題の一つである。